

北上市下水道事業管理規程第 4 号

北上市下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 6 月 13 日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市下水道事業会計規程の一部を改正する規程

北上市下水道事業会計規程（平成26年北上市下水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（領収書の交付） 第19条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2の規定に基づいて下水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者（以下「<u>公金収納事務受託者</u>」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納入者に対して領収書を交付しなければならない。 2 [略] 3 地方自治法（<u>昭和22年法律第67号</u>）第231条の2の3第1項に基づき指定した指定納付受託者（以下「指定納付受託者	（領収書の交付） 第19条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2 <u>において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u>の規定に基づいて下水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者（以下「<u>指定公金徴収・収納事務取扱者</u>」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納入者に対して領収書を交付しなければならない。 2 [略] 3 地方自治法第231条の2の3第1項に基づき指定した指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）による収入

」という。)による収入の納付があった場合は、納入義務者と地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4第2項第2号イ及びロに規定する決済方法の利用契約を締結している会社が納入義務者へ送付する利用明細書を第1項に規定する領収書に代えることができる。 4 〔略〕 5 <u>公金収納事務受託者</u>は、第26条に規定する証券により納付を受けたときは、収納済通知書及び領収書に「証券受領」と表示し、証券の種類、番号及び券面金額を付記しなければならない。 （証券の支払拒絶等） 第27条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び<u>公金収納事務受託者</u>は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。	の納付があった場合は、納入義務者と地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4第2項第2号イ及びロに規定する決済方法の利用契約を締結している会社が納入義務者へ送付する利用明細書を第1項に規定する領収書に代えることができる。 4 〔略〕 5 <u>指定公金徴収・収納事務取扱者</u>は、第26条に規定する証券により納付を受けたときは、収納済通知書及び領収書に「証券受領」と表示し、証券の種類、番号及び券面金額を付記しなければならない。 （証券の支払拒絶等） 第27条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び<u>指定公金徴収・収納事務取扱者</u>は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和6年6月13日から施行する。